

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(届出事項)</p> <p>第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〽四 略」</p> <p>五 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 従たる事務所（銀行法第十五条第一項に規定する休日又は第百二十九条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p> <p>ロ 「略」</p> <p>ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合</p> <p>ニ 出張所（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第百条 「同上」</p> <p>「一〽四 同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合</p> <p>ハ 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合</p>

。) の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ホ 〔略〕

六 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をした場合（前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

七 〔略〕

八 事務所の位置を変更しようとする場合（法第三十一条の認可を受けて事務所の位置を変更しようとする場合、第五号、第六号又は次号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 第五号イに規定する従たる事務所の位置の変更をする場合

ロ 〔略〕

ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

八の二 出張所の位置を変更した場合（第六号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 出張所（第五号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）の位置の変更をする場合

ロ 〔略〕

ハ ロに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

八の三 第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合

〔九〇二十六 略〕

ニ 〔同上〕

六 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

七 〔同上〕

八 事務所の位置を変更しようとする場合（法第三十一条の認可を受けて事務所の位置を変更しようとする場合、第五号、第六号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

イ 〔号の細分を加える。〕

ロ 〔同上〕

ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

八の二 出張所の位置を変更した場合（第六号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 〔号の細分を加える。〕

ロ 〔同上〕

ハ ロに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

〔号を加える。〕

〔九〇二十六 同上〕

二十七 金庫の事務所の全部又は一部において、第二百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。）

〔二十八～三十八 略〕

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～四 略〕

五 特定信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第六十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合

六 「略」

〔3～10 略〕

（休日の承認の申請等）

第二百二十八条 「略」

2 「略」

3 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示

二十七 金庫の事務所の全部又は一部において、第二百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

〔二十八～三十八 同上〕

2 「同上」

〔一～四 同上〕

五 特定信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第六十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

六 「同上」

〔3～10 同上〕

（休日の承認の申請等）

第二百二十八条 「同上」

2 「同上」

3 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

するものとする。

〔一〇三 略〕

(臨時休業の届出等)

第三百三十条 「略」

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 銀行法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五〇七 「略」

3 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該事務所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

〔一〇三 同上〕

(臨時休業の届出等)

第三百三十条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合(前号に該当する場合を除く。)

〔号を加える。〕

四〇六 「同上」

3 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

<p>一 銀行法第十六条第一項前段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日</p> <p>二 銀行法第十六条第一項後段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日</p> <p>4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する場合</p> <p>三 金庫のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により銀行法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合</p> <p>5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合 「号を削る。」</p> <p>(特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等)</p> <p>第六十条の二 「略」</p>	<p>一 銀行法第十六条第一項前段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日</p> <p>二 銀行法第十六条第一項後段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合</p> <p>三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合</p> <p>5 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二項第四号に該当する場合</p> <p>三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合</p> <p>(特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等)</p> <p>第六十条の二 「同上」</p>
--	--

2 「略」

3 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

「一・二 略」

(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第六十二条 「略」

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、特定信用金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五・六 「略」

2 「同上」

3 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

「一・二 同上」

(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第六十二条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者の休日に、特定信用金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

「号を加える。」

四・五 「同上」

<p>3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合 「号を削る。」</p>	<p>3 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前項第四号に該当する場合</p> <p>三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	